

宇佐市入札金額等調査制度実施要領

改正 (平成 22 年 3 月 30 日契約第 0401004 号)
改正 (平成 23 年 6 月 8 日契管第 0608003 号)
改正 (平成 26 年 3 月 31 日契管第 0331008 号)
改正 (平成 27 年 5 月 1 日契管第 0501004 号)
改正 (平成 29 年 3 月 31 日契管第 0331003 号)
改正 (平成 30 年 9 月 1 日契管第 0901001 号)
改正 (令和 2 年 4 月 1 日契管第 0401007 号)

(趣旨)

第 1 この要領は、宇佐市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、設計図書（図面、仕様書、現場説明に対する質問回答書等をいう。）に基づいて設定された予定価格（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項に規定する予定価格をいう。）に対する当該入札金額が、適正な積算に基づいて算定されているか、又は公正な競争がなされているかを確認するために行う調査（以下「入札金額等調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査対象)

第 2 入札金額等調査の対象は、宇佐市が発注する建設工事で競争入札に係るもののうち、発注者が必要と認めるものとする。

(調査班の設置)

第 3 第 2 の規定により入札金額等調査を実施する場合は、調査班を設置する。

2 調査班は、行財政経営課検査係総括、同係員、設計担当課係総括及び同係員をもって組織する。

(調査の実施)

第 4 第 2 の規定に該当する場合は、落札者の決定を保留する。

2 発注者は、建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領（平成 27 年契管第 0408005 号）に規定する入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）に基づき調査班に調査させる。

3 調査班は、内訳書により調査を行い、その結果を宇佐市公正入札調査委員会の委員長（以下「調査委員長」という。）に報告する。なお、調査班が必要と認める場合には、提出期限を定めてより詳しい内訳書の提出を求めることができる。

(事情の調査)

第 5 調査班は、第 4 第 3 項の調査の結果、調査委員長が必要であると認めた場合において、当該入札に参加したすべての者から入札金額の積算根拠などについて事情等の説明を求めるものとする。

(宇佐市公正入札調査委員会への通知)

第 6 調査班は、調査の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合又はその疑

いが濃厚であると判断した場合は、その旨を宇佐市公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）に証拠等を添えて提出する。

2 調査班は、調査の結果、談合の事実があったと認められない場合又はその疑いが濃厚であると判断するに至らなかった場合は、落札者決定後に当該調査結果を調査委員長に対し報告するものとする。

3 調査委員会は、第1項の規定により証拠等の提出がなされた場合は審議を行い、必要な措置を講ずる。

（入札の無効）

第7 内訳書において、次に掲げる事項に該当する者の入札は無効とする。

（1） 建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領第7に規定する審査基準の各号のいずれかに該当するとき。

（2） 当該調査のため、入札に係る事情等の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否したとき又は虚偽の説明をおこなったとき。

（3） その他重大な不備があるとき。

（落札者の決定）

第8 発注者は、調査の結果、適正な積算に基づき入札金額が設定されていると報告を受けた場合は、入札に関し必要な措置を講じ落札者を決定する。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日契約第0401004号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月8日契管第0608003号）

この要領は、平成23年6月8日から施行する。

附 則（平成26年3月31日契管第0331008号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月1日契管第0501004号）

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日契管第0331003号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月1日契管第0901001号）

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日契管第0401001号）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。